２　疾病予防対策の促進１（栄養改善）

健康づくりに関する施策の基礎資料とするために調査を行うとともに，特定多数人に継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対する栄養管理指導及び栄養士の教育研修等を通じて資質の向上を図ることにより，市民の栄養摂取状況の改善を図る。

また，栄養相談や食環境の整備を行うことにより，市民が良好な食生活を実現できるように支援する。

（１）食育の推進（平成18年度開始　1,182千円　市単独）

市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより，食を取り巻く環境が大きく変化し，「食」に対する意識の低下や食習慣の乱れなどの問題が顕在化している。

本市では，これまでも保健・福祉，教育，農務の分野において，食に関する取組を行ってきたが，今後は，家庭，学校，地域，企業，行政などが連携を図りながら「食育」をより一層推進する。

①食育推進計画

【計画策定の趣旨】

食育基本法，食育推進基本計画や県の食育推進計画の趣旨を踏まえ，食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法第18条	健康増進課健康づくりグループ

《実　績》

平成１８年度　　食育に関する意識調査の実施
　　　　　　　　宇都宮市食育推進計画の策定
平成１９年度　　宇都宮市食育推進計画リーフレットの全戸配布
平成２１年度　　宇都宮市食育推進計画進捗確認調査の実施
平成２３年度　　食育に関する意識調査の実施
　　　　　　　　第２次宇都宮市食育推進計画の策定

②食育推進会議

【設置目的】

食育の推進に関し，宇都宮市における食育推進計画を作成し，及び食育の推進に関する施策の実施を推進する。

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法第33条 宇都宮市食育推進会議条例 宇都宮市食育推進会議規則	健康増進課健康づくりグループ

《実　績》

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
会議開催回数	０回	１回	１回	３回	１回

③宮っこ食育応援団

【事業の趣旨】

「第２次宇都宮市食育推進計画」に基づき，食育推進に取り組む事業所等を「宮っこ食育応援団」（以下「応援団」という。）として広く募集・登録し，応援団と行政の連携及び応援団相互間の連携を強化し，食育活動をより効果的・効率的に実施するとともに，社会全体の食育推進に対する機運を高め，市民が食育を実践しやすい環境づくりを行う。

根拠法令等	主管課・グループ
食育基本法第10，19～25条	健康増進課健康づくりグループ

《実　績》

事業名	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
宮っこ食育応援団登録数	６８団体	６８団体	６６団体
健康づくり協力店登録数（※）	１２店	１２店	―

（※）平成２３年度に，「健康づくり協力店」を「宮っこ食育応援団」に統合した新たな「宮っこ食育応援団」の運営体制を構築

④食育関連事業

《実　績》

事業名			平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
食育出前講座		実施回数	１３回	３４回	６１回
		参加人数	３８９人	９５２人	１，５２６人
食育講座	妊婦編	実施回数	４回	４回	４回
		参加人数	６６人	４５人	５６人
	離乳食編	実施回数	１１回	―	―
		参加人数	５１１人	―	―
	幼児編	実施回数	３回	３回	３回
		参加人数	７１人	９６人	７０人
	小学生編	実施回数	―	１回	２回
		参加人数	―	３０人	６８人
	青年期編	実施回数	―	３回	６回
		参加人数	―	５８人	８０人
	壮年期編	実施回数	―	３回	４回
		参加人数	―	５６人	６２人
女性の健診日における食育の普及啓発		実施回数	―	―	１１回
		参加人数	―	―	７７９人
食育の日相談会		実施回数	―	―	１２回
		参加人数	―	―	１９人
朝食コンクール		応募点数	２５９点	５８０点	―
		応募人数	２６２人	５８３人	―
朝食標語コンクール		応募点数	―	―	７２５点
生活習慣病予防メニュー		応募点数	―	―	２２４点

コンテスト（一般の部）	応募人数	—	—	２４７人
生活習慣病予防メニューコンテスト（給食施設の部）	応募点数	—	—	１３点
	応募施設数	—	—	１１施設
食育情報コーナーの設置	資料配布数	—	—	２，９００部
食育月間パネル展	実施回数	１回（５日間）	１回（５日間）	１回（５日間）
食育指導者研修会	実施回数	１回	１回	１回
	参加人数	５９人	６２人	７０人
食育だよりの発行	発行回数	３回	３回	３回

（２）食育フェア（予算：7,030千円　うつのみや食育フェア実行委員会交付金）

【開催概要】

「うつのみや食育フェア」を通して，多様な取組主体の連携を強化し，市民の食育の取組を支援していくとともに，体験の機会を提供することで，市民に食育の重要性について啓発を行うもの

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
来場者数	35,000人	38,000人	40,000人	40,000人	40,000人

（３）国民健康・栄養調査の実施（平成8年度保健所開設時開始　予算：国10／10　1,007千円）

【事業の目的・内容】

国民の身体の状況，栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし，国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。（国の委託事業）

根　拠　法　令　等	主管課・グループ
健康増進法第10条第1項，第3項，第11条第1項，第12条第1項 健康増進法施行規則第1条，第2条，第3条，第4条	健康増進課健康づくりグループ

《実　績》調査実施状況

<table>
<tr><th colspan="3">平成22年度</th><th colspan="3">平成23年度</th><th colspan="3">平成24年度</th></tr>
<tr><td colspan="3">羽牛田町・雀宮町/西の宮1丁目</td><td colspan="3">東峰町/日の出2丁目・宮原4丁目</td><td colspan="3">鶴田町/西川田町/西原町</td></tr>
<tr><td colspan="2">被調査世帯数</td><td>３０</td><td colspan="2">被調査世帯数</td><td>２４</td><td colspan="2">被調査世帯数</td><td>６５</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被調査者数</td><td>栄養摂取状況</td><td>８０</td><td rowspan="5">被調査者数</td><td>栄養摂取状況</td><td>５３</td><td rowspan="5">被調査者数</td><td>栄養摂取状況</td><td>１４０</td></tr>
<tr><td>身体状況調査</td><td>５７</td><td>身体状況調査</td><td>５３</td><td>身体状況調査</td><td>８０</td></tr>
<tr><td>血液等検査</td><td>３２</td><td>血液等検査</td><td>２０</td><td>血液等検査</td><td>３９</td></tr>
<tr><td>歩数計調査</td><td>６９</td><td>歩数計調査</td><td>４３</td><td>歩数計調査</td><td>９７</td></tr>
<tr><td>生活習慣調査</td><td>７０</td><td>生活習慣調査</td><td>４５</td><td>生活習慣調査</td><td>１４４</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査実施日</td><td>11月11・24日</td><td colspan="2">調査実施日</td><td>11月8・9・15・16日</td><td colspan="2">調査実施日</td><td>11月6・14・21日</td></tr>
</table>

※調査地区は，国が指定し，対象者に協力を得て実施（平成24年度は，拡大調査を実施）

（４）給食施設に対する栄養管理指導の実施

（平成8年度保健所開設時開始　予算：503千円　市単独）

【事業の目的・内容】

特定かつ多数人に対して継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対し，給食施設の状況を把握し，栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うことにより，給食施設における栄養管理の徹底を図る。

根　拠　法　令　等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項，第19条，第20条，第22条，第23条，第24条 健康増進法施行規則第5条，第6条,第7条	健康増進課健康づくりグループ

《実　績》

①　「給食施設開始（再開）届」等受理状況及び「管理栄養士必置指定（取消）通知書」の交付状況

年　度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
施設の種類		特　定給食施設	その他の給食施設	特　定給食施設	その他の給食施設	特　定給食施設	その他の給食施設
届出受理	給食施設開始（再開）届	１６	7	１０	１０	１８	9
	給食施設変更届	５７	２０	６５	２６	１１６	１６
	給食施設休止（廃止）届	5	9	１２	7	6	8
管理栄養士必置指定通知書交付		0	―	0	―	0	―
管理栄養士必置指定取消通知書交付		0	―	0	―	0	―

②　給食施設数（平成２５年４月１日現在）

	特定給食施設			その他の給食施設		合計
	管理栄養士必置指定施設	１回300食又は１日750食以上	１回100食又は１日250食以上	１回50食又は１日100食以上	１回50食かつ１日100食未満	
学　校	0	８１	２８	2	1	１１２
病　院	7	2	１８	4	1	３２
介護老人保健施設	0	0	9	1	0	１０
老人福祉施設	0	0	１１	３０	5	４６
児童福祉施設	0	0	５２	２３	1	７６
社会福祉施設	0	0	3	9	1	１３
事業所	2	8	２７	3	4	４４
寄宿舎	0	0	0	1	2	3
矯正施設	0	0	1	0	0	1
自衛隊	1	0	1	0	0	2
一般給食センター	1	5	1	1	0	8
その他	0	1	1	8	3	１３
合　計	１１	９７	１５２	８２	１８	３６０

※ 特定給食施設　１回１００食又は１日２５０食以上の食事を供給する給食施設

給食施設数は届出のある施設のみ

③　栄養管理研修会実施状況

開催日	内容	対象施設	参加施設数
3月11日（月）	(1)講話「給食施設における衛生管理について」 講師　自治医科大学付属病院臨床栄養部 栄養管理室長　佐藤　敏子氏 (2)講話「宮っこ食育応援弁当の提供」 講師　とちぎのめぐみプロジェクトメンバー	学校，児童福祉施設，老人福祉施設，幼稚園，社会福祉施設，事業所，寄宿舎，矯正施設，自衛隊，一般給食センター（栄養指導員を含む。）	96施設（105人）

給食業務従事者研修会

開催日	内　容	対　象	参加者数
7月30日・31日	(1)講話「給食施設における衛生管理について」 講師　宇都宮市保健所生活衛生課 食品衛生監視員 (2)講話「給食施設の役割」 講師　宇都宮市保健所健康増進課 栄養指導員	給食施設で給食の調理業務を行っている者（市立学校及び市立保育園を除く99施設対象）	113人

④　巡回指導実施状況

		特定給食施設			その他の給食施設		計
		管理栄養士必置指定施　設	１回300食又は１日750食以上	１回100食又は１日250食以上	１回50食又は１日100食以上	１回50食かつ１日100食未満	
平成22年度	常勤栄養士配置あり	3	5	１５	２４	3	５０
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	0	0	3	4	3	１０
	計	3	5	１８	２８	6	６０
平成23年度	常勤栄養士配置あり	2	9	１８	9	1	３９
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	0	0	１２	7	1	２０
	計	2	9	３０	１６	2	５９
平成24年度	常勤栄養士配置あり	4	3	３５	5	1	４８
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	0	0	１８	6	0	２４
	計	4	3	５３	１１	1	７２

⑤　個別相談実施状況（平成17年度開始）

	特定給食施設			その他の給食施設		合計
	管理栄養士必置指定施設	１回300食又は１日750食以上	１回100食又は１日250食以上	１回50食又は１日100食以上	１回50食かつ１日100食未満	
平成22年度	0	2	3	6	0	１１
平成23年度	2	2	１０	8	2	２４

平成24年度	0	1	0	0	0	1

（５）食品の栄養表示等に関する相談（平成8年度保健所開設時開始　予算：5千円　市単独）

【事業の目的・内容】

栄養表示等の表示に関する相談に対し，適正な表示について必要な指導及び助言を行うことにより，表示の適正化を図る。

根　拠　法　令　等	主管課・グループ
・健康増進法第31条，第31条の2，第32条の2 ・「栄養表示基準等の取扱いについて」（平成８年５月２３日　衛新第４６号） ・「栄養表示基準の活用のための相談指導業務等について」（平成１２年３月３０日　健医地生発第２２号・衛新第１８号） ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について」（平成１５年８月２９日　薬食発第０８２９００７号） ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に 係る留意事項について」（平成１５年８月２９日　食安基発第０８２９００１号・食安監発第０３２５００１号）	健康増進課 健康づくりグループ

《実　績》

年　度	２０	２１	２２	２３	２４
相談件数	7	１３	１３	１０	6

（６）栄養士育成事業の実施

【事業の目的･内容】

栄養士の免許に関する申請の受理及び交付を行うと共に，各職域及び地域において栄養指導の担い手となる栄養士の資質の向上を図り，住民の栄養改善に資する。

根　拠　法　令　等	主管課・グループ
栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、栃木県栄養士法施行細則 栃木県知事の権限に属する処理の特例に関する条例第２条 健康増進法第3条，地域保健法第3条 「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」（平成25年3月29日健が発0329第4号）	健康増進課 健康づくりグループ

《実　績》

① 栄養士免許・管理栄養士免許申請受理及び交付件数（県の経由事務）

申請受理・交付件数	栄養士免許			管理栄養士免許		
	新規	訂正・書換え	再交付	新規	訂正・書換え	再交付
平成２０年度	５５	２７	3	１１	１６	1
平成２１年度	７３	１４	4	１１	１４	0
平成２２年度	６２	２２	3	２７	8	2
平成２３年度	６３	２４	5	２３	２８	2
平成２４年度	５０	２０	4	２２	１６	0

② 管理栄養士課程履修学生指導

管理栄養士業務は，実際に生活し，人間の自立した食生活や健康を維持するための栄養ケアを支援することに置かれており，その実践力を身につけることが出来るよう支援する。

根　拠　法　令　等	主管課・グループ
栄養士法第1条 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（平成14年4月1日14文科高27健発0401009号）	健康増進課 健康づくりグループ

≪実績≫

年度	学校数（校）	学生数（実人数）
平成20年度	2	2
平成21年度	3	7
平成22年度	4	5
平成23年度	2	2
平成24年度	2	3

（７）病態別栄養相談の実施（平成8年度保健所開設時開始　予算：427千円　市単独）

【事業の目的・内容】

生活習慣病等慢性疾患の病態に応じた栄養相談を実施し，疾病の病状改善及び合併症予防を図るとともに，本人及び家族が食生活を中心とした疾病管理ができることを目的とする。

また，難病の患者及び家族からの相談に応じ，食生活の不安を軽減し，生活の質の向上を図ることを目的とする。

根　拠　法　令　等	主管課・グループ
健康増進法第１８条第１項，第１９条	健康増進課健康づくりグループ

《実　績》

① 個別相談

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
回数	４０	８９	９５	９０	８６
延人数	１３０	１３７	１４０	１２８	１４７

※実施場所

平成２０年度　　　宇都宮市保健所

平成２１年度～　　宇都宮市保健所，宇都宮市保健センター

（８）宇都宮市保健センター栄養相談の実施

（平成2年度開始　予算：29千円　一部国1/3,県1/3,市1/3）

※平成18年度より老人保健事業から移行

【事業の目的・内容】

保健センター開館当初から，市民の栄養に関する個別の相談に対して，適切な指導・助言を行い，より一層の健康の保持増進を図るために実施している。

根　拠　法　令　等	主管課・グループ
健康増進法　第17条第1項 母子保健法　9条，10条 老人保健法　第15条（～19年度）	健康増進課保健センター

《実　績》

年度	開催回数	来所	電話
平成20年度	２９４回	６７５人	２３９人
平成21年度	２９２回	５６０人	２０２人
平成22年度	２９４回	５３２人	２７１人
平成23年度	２９５回	４４８人	３０５人
平成24年度	２９４回	４６４人	２６０人